

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第130号 平成23(2011)年6月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 <Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp>

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

持統四年十一月條の奉勅の解釈

瀬戸市 林 伸禧

持統四年十一月に初めて元嘉暦と儀鳳暦とを施行したと解釈しているが、疑問に思い検討した。

その状況は次のとおりである。

1 はじめに

持統四年十一月條の

甲申奉勅始行元嘉暦與儀鳳暦

については、通説では表1のとおり読み下し・現代語に訳している。

2 中国歴代の暦

日本の暦に多大の影響を与えた中国暦の経歴

は、表2のとおりである。

表1

持統四年十一月條の奉勅の訳

書 物	読 下 し 文	現 代 語 訳
日本古典文学大系 『日本書紀』下、507頁	甲申奉勅始行元嘉暦與儀鳳暦 <small>きのえとらのひ みことりの うけたまは はじ</small> 甲申に、勅を奉りて始めて元嘉暦と儀鳳暦とを行ふ。	—
日本古典文学全集 『日本書紀』3、511頁	甲申奉勅始行元嘉暦與儀鳳暦 <small>こうしん みことりの うけたまは はじ</small> 甲申に、勅を奉りて始めて元嘉暦と儀鳳暦とを行ふ。	<small>こうしん みことりの げんかれき</small> 甲申に、勅を受けて、初めて元嘉暦と儀鳳暦とを施行した。
中公クラシックス120 『日本書紀』Ⅲ、331頁	—	<small>きのえさる</small> 甲申(十一日)に、勅によって初めて元嘉暦と儀鳳暦とを施行した。
原本現代訳41 『日本書紀』下、256頁	—	<small>う</small> 一日、勅を奉りて、はじめて元嘉暦と儀鳳暦とを〔施〕行した。

- ※1 日本古典文学大系『日本書紀』下：坂本太郎・井上光貞他校注、昭和40(1965)年7月、岩波書店
- 2 日本古典文学全集『日本書紀』3：校注・訳者一小島憲之他、1998(平成10)年6月、小学館
- 3 中公クラシックス120『日本書紀』Ⅲ：笹山晴生訳他、2003(平成15)年3月、中央公論新社
- 4 原本現代訳41『日本書紀』(下)：山田宗睦訳、1992(平成4)年3月、教育社

表 2

中国歴代の暦法 (秦〜唐)

BC221	古六曆				
秦					
BC207	颺珣曆 (? - BC104)				
前漢					
- BC8					
新	太初曆 (三統曆) (BC104 - 84)				
- 25					
後漢					
- 220	四分曆 (85 - 236)	蜀	四分曆 (221 - 263)	呉	四分曆 (222)
魏	(景初曆)				乾象曆 (223 - 280)
- 265	(泰始曆)				
西晋	景初曆 (237 - 444)				
- 317					
東晋		五胡十六国 — 略 —			
- 420	(永初曆)				
宋					
- 479					
齊	元嘉曆 (445 - 509)	北魏	景初曆 (439 - 451)		
- 502			玄始曆 (452 - 522)		
梁					
	大明曆 (510 - 589)		正光曆 (523 - 535)		
		西魏	正光曆 - 565)	東魏	正光曆 - 539)
					興和曆 (540 - 550)

	大明曆		正光曆	551	
557		北周	天和曆 (566 - 578)		北齊
				577	天保曆 (551 - 577)
				581	大象曆 (579 - 583)
589		隋	開皇曆 (584 - 596)		
			大業曆 (597 - 618)		
- 618					
唐			戊寅元曆 (619 - 664)		
- 690		武周	麟德曆 (665 - 728)		
- 705					
			大衍曆 (729 - 761)		
			五紀曆 (762 - 783)		
			正元曆 (784 - 806)		
			觀象曆 (807 - 821)		
			宣明曆 (822 - 892)		
			崇玄曆 (893 - 907)		
- 907					

- ※1 ウィキペディア「中国曆」の「太陰太陽曆」から作図。また、一部追加訂正している。
- 2 景初曆は、西晋の時は泰始曆と名を変え、さらに宋の時は永初曆と名を変えている。
- 3 麟徳曆：日本では「儀鳳曆」と呼称している。儀鳳年間（天武五（676）年〜天武八（678）年）に伝来したものか。なお、『日本書紀』には儀鳳曆伝来の記事はない。

3 文献上の暦記事（持統紀まで）

(1) 『日本書紀』

① 欽明天皇十四（553）年六月條

六月 遣内臣^關使於百濟 仍賜良馬二匹・同船二隻・弓五十張・箭五十具

勅云 所請軍者 隨王所須

別勅 醫博士・易博士・曆博士等 宜依番上下 今上件色人 正當相代年月 宜付還使相代 又卜書・曆本・種々藥物 可付送 *1

（日本古典文学大系『日本書紀』下、105頁）

② 欽明天皇十五（554）年二月條

二月 百濟遣下部杆率將軍三貴・上部奈率物部烏等 乞救兵 仍貢德率東城子莫古 代前番奈率東城子言 五經博士王柳貴 代固德馬丁安 僧曇慧等九人 代僧道深等七人

別奉勅 貢易博士施德王道良・曆博士固德王保孫・医博士奈率王有陀・採葉師施德潘量豊・固德丁有陀・樂人施德三斤・季德己麻次・季德進奴・対德進陀 皆依請代之

（日本古典文学大系『日本書紀』下、109頁）

③ 推古天皇十（602）年十月條

冬十月 百濟僧觀勒來之 仍貢曆本及天文地理書 并遁甲方術之書也

是時 選書生三四人 以俾學習於觀勒矣 陽胡史祖玉陳習曆法 大友村主高聰學天文遁甲 山背臣日立學方術 皆學以成業

（日本古典文学大系『日本書紀』下、179頁）

④ 持統天皇四（690）年十一月條

甲申 奉勅始行元嘉曆與儀鳳曆

（日本古典文学大系『日本書紀』下、507頁）

(2) 『日本三代実録』

清和天皇貞觀三（861）年六月條

十六日己未 始頒行長慶宣明曆經

先是 陰陽頭從五位下兼行曆博士大春日朝臣眞野麻呂奏言 謹檢

豐御食炊屋姫天皇十年十月 百濟國僧觀勒始貢曆術 而未行於世 高天原廣野姫天皇四年十二月 有勅始用元嘉曆 次用儀鳳曆 高野姫天

皇天平寶字七年八月 停儀鳳曆 用開元大衍曆 ……

（新訂増補 国史大系第4巻『日本三代実録』76頁）

(3) 『政事要略』

第廿五 十一月朔日中務省奉御曆事條

儒傳云 以小治田朝十二年歲次甲子正月戊申朔 始用曆日 *2

右官史記云 太上天皇持統元年正月 頒曆諸司（新訂増補 国史大系2巻『政事要略』99頁）

4 日本での暦の使用

日本の暦の沿革についての諸説は次のとおりである。

(1) 渡辺敏夫著『日本の暦』*3

第二章 本邦で行われた暦の概略

第一節 中国暦採用時代

本邦において、中国から伝来する以前の暦法がどんなものであったかは論じない。ここには、明らかに正史に記録された中国暦の施行された概略を記述するにとどめる。

【**曆本の伝来**】 『日本書紀』欽明紀十四年（五五三）六月内臣を百濟に遣わし、医・易・曆の博士を番によって上下交代させ、また卜書曆本種々の藥物を貢進させ、翌年曆博士固德王保孫が来朝したことが記されている。これが、彼国の曆本が本邦に伝来した初めであろうと思われる。しかし、まだ施行されたわけでもなく、また、このとき伝習された様子もない。

【**始めて曆日を用いる**】 推古十年（六〇二）十月、百濟の僧觀勒が曆本を献じた。この時この人について陽胡史祖玉陳が曆法を学んだと記されている。『政事要略』第二十五中務省奏曆の条に「儒伝云、以小治田朝十二年歲次甲子正月戊戌朔始用曆日」とあり、推古十二年（六〇四）からはじめて正式に曆日が用いられた。同書同条に持統帝の元年（六八七）正月には「右官史記云太上天皇元年正月頒曆諸司」とあって、頒曆のことがあった。

【**元嘉曆・儀鳳曆を行う**】 同四年十一月はじめて、勅して元嘉、儀鳳の二曆を行うことになった。こ

*1 『周書』百濟伝：解陰陽五行、用宋元嘉曆、以建寅月爲歲首。（周：北朝、556～581年）

*2 戊申朔：史籍集覽本及び尊經閣善本影印集成本（金沢文庫本）とも「戊申朔」である。

『日本書紀』では推古十二年甲子正月の朔日は「戊戌」であり、元嘉曆上でも「戊戌」である。それ故、「戊申」を「戊戌」校訂している文献もあるので、留意する必要がある。

*3 『日本の暦』：渡辺敏夫著、昭和51（1976）年11月、雄山閣

のことについては両暦併用説(注1)、あるいは、はじめ元嘉暦を、ついで儀鳳暦を用いたという説(注2)もあるが、この問題は暦法に関することでもあるから、ここには略す。

【大衍暦】 聖武帝天平七年(七三五)四月、吉備真備が唐から帰朝するに際し、大衍暦経一巻、大衍暦立成十二巻を持ち帰った。天平宝字元年(七五七)十一月、大衍暦議を曆生の教科書と定め、同七年(七六三)に至って大衍暦を用いることになった。『続日本紀』に

天平宝字七年(七六三)八月戊子廢=儀鳳暦-
用=大衍暦-

と記す。

(後略) (『日本の暦』4頁)

注1『日本書紀』

「勅を奉はりて始めて元嘉暦と儀鳳暦とを行ふ」

注2『三代実録』

「持統帝四年始用=元嘉暦-次用=儀鳳暦-」

保井容海『日本長暦』は

按日本紀持統四年十一月甲申行=儀鳳暦-然
五年之支干皆拠=古暦-自=六年-用=儀鳳暦-
中根元圭『皇和通暦』凡例に

本邦暦法其見=於国史-者、自=持統天皇六年
壬辰-距=十年丙申-凡五年、用=元嘉暦-、文武
天皇元年丁酉、距=淡路天皇天平宝字七年癸
卯-凡六十七年用=儀鳳暦-

(『日本の暦』12頁)

(2) 内山正男著『日本暦日原典』*1

第3章 日本暦法小史

i) 持統天皇五年以前

(前略)

書紀巻22, 推古天皇10年のこの記事と。政事要略にある

「儒伝云、以小治田朝十二年歳次甲子正月戊戌朔、始用暦日、……」

とから推古天皇12(304)年頃から実際に暦が用いられたという説がとられている。しかし、その頃から暦日が使用されたとしても、わが国で暦計算まで行なったかどうか疑問であろう。

元嘉暦は宋では元嘉22(445)年より施行され6

5年間使用された。百済には宋における採用とほとんど同時に伝えられ、その滅亡の661年まで行用されたという。したがって推古朝の頃、日本に渡来した暦法が元嘉暦であることは疑いない。(中略)

ii) 元嘉・儀鳳の併用

日本書紀持統天皇4年11月甲戌朝の甲申(11日)に「勅を奉りて始めて元嘉暦と儀鳳暦とを行ふ」とあって、暦の正式の採用は持統天皇6年からとするのが普通であり、本書でもその見解に従っている。

ここで持統天皇5年からとしないのは、5年は元嘉暦と書紀は完全に朔干支が一致するが、儀鳳暦によれば、2月、4月、9月、12月と4回も違ってくるからである。(後略)

(『日本暦日原典』〔第4版〕524・525頁)

以上、通説では日本での暦のはじまりは推古十二年としているが、この説に異議を唱えているのが、有坂隆道氏である。

有坂隆道氏の論文で

- ・日本で暦を使用はじめての時期の諸説
- ・日本で使用した中国暦は景初暦・元嘉暦・儀鳳暦

及び、それに関連して

- ・朝貢の意味
- ・冊封体制の意味

などを述べており、次に参考となるところを転記する。

(3) 有坂隆道著『古代史を解く鍵—暦と高松塚古墳』*2

第一章 『日本書紀』の暦日

日本で暦を使い出したのはいつか？

日本で暦を使い出したのはいつか、という問題にもいろいろの説があります。まず、しばしば行われておりますような文献上からの解釈を申しあげましょう。(中略)

(※欽明天皇14年説)

よく引き合いに出されますのは、『書紀』欽明天皇十四年(五五三)六月条に、

六月に、内臣名を闕せり。を遣して、百済に使せ

*1 『日本暦日原典』〔第4版〕：内山正男編著、平成4(1992)年6月、雄山閣出版

*2 『古代史を解く鍵—暦と高松塚古墳』：有坂隆道著、講談社学術文庫1366、平成11(1999)年2月

しむ。……別に勅したまはく、
「医博士・易博士・暦博士等、番に依りて上き
下れ。今上件の色の人、正に相代らむ年月
に当れり。還使を付けて相代らしむべし。又ト
書・暦本・種種の藥物、付送れ」
とのたまふ。

とあるもので、暦博士らが交代で勤めることや暦本を百済に求めています。暦博士・暦本の文字がここにはじめて登場します。この勅に応じて、翌十五年二月に暦博士の王保孫らが百済からきています。ですから、このころから暦を使い出したのであろうという説もあります。私はあとで申しますように、いささか解釈が違います。とにかく、百済では早くから元嘉暦を使っておりますので、このとき伝えられたものも元嘉暦のはずであります。（中略）

（※推古天皇12年説）

欽明紀について推古紀十年（六〇二）十月条に有名な記事があります。

冬十月に、百済の僧観勒来けり。仍りて暦の本及び天文地理の書、并て遁甲方術の書を貢る。是の時に、書生三四人を選びて、観勒に学び習はしむ。陽胡史の祖玉陳、暦法を習ふ。大友村主高聡、天文遁甲を学ぶ。山背臣日立、方術を学ぶ。皆学びて業を成しつ。

百済の僧観勒が持ってきた暦本や、陽胡史の祖の玉陳が習った暦法は、前同様、元嘉暦を主としたものであったはずであります。観勒は以来二十年以上おりましたし、玉陳らは「業を成しつ」というのですから、このころから暦が用いられたという説もあります。『政事要略』に

「儒伝云、以小治田朝十二年歳次甲子正月
（戊戌朔の誤）
戊申朔、始用暦日」

とありますが、しばしば有力な証拠と軽率にみなされ、わが国で暦日が使用され出したのは推古十二年（六〇四）からだ、とする方々が多いようです。しかしこの史料は、かんじんのスタートの日付の干支を間違っているだけでなく、ぜんぜん信用できない性質の史料なのであります。

と解説しています。（中略）

（※持統天皇4年説）

ところで、岩波本の頭注*1に「国として正式に暦法を採用したのは持統朝だ」というのは、『日本書

紀』の持統四年（六九〇）十一月条に、

十一月の甲戌の朔……甲申に、勅を奉りて始めて元嘉暦と儀鳳暦とを行ふ。

とあるのが、それです。この文章は難解だといわれる方がおられますが、そんなことはありません。二つの暦を併用するのがおかしいといわれますが、われわれも同じようなことを明治以来、現にやってきたではありませんか。新暦と旧暦です。（中略）とにかく「国として正式に暦法を採用したのは持統朝だ」というのは、文献上、この持統四年十一月の勅をさしています。（後略）

（『古代史を解く鍵』21～28頁）

暦は五世紀後半には使われている

実際にはと申しますのは、金石文などの実際の使用例について考えてみなければならぬというわけですが。従来の天文学史の書などでは、この点の考察がまったく欠けているものが多いようです。金石文といっても、ここでは暦の使用を遡って考えるのですから、飛鳥以後の金石文には触れません。そうすると、ご承知のように、熊本県江田船山古墳出土大刀銘と、和歌山県隅田八幡宮蔵人物画像鏡銘、それに今度検出されました埼玉稲荷山古墳出土鉄剣銘の三つが、明らかに日本で作製されたものとして問題になります。（中略）

とにかく、これらを通じていえることは、すでに五世紀後半には、中国に由来する干支で年をあらわす干支紀年法が行われており、月朔干支や日の干支はないが、月（日）も記されていて、そこに暦の使用が考えられますことです。しかも、暦の使用は、九州から関東まで、少なくとも支配者階級にはひろまっていたのではないかと想定されます。その暦は時代からいって、元嘉暦であったはずであります。そのような蓋然性は、次に冊封体制と暦の問題を考えるなかで、さらに明らかにしていきたいと思えます。（後略）（『古代史を解く鍵』28～30頁）

冊封体制と暦

（前略）

（※冊封体制に入る、倭の五王時代の暦）

雄略天皇は倭の五王の最後の倭王武に比定されます。それ以前の讚・珍・濟・興の四王を誰に比

*1 日本古典文学大系『日本書紀』下、178頁頭注一一。

定するかについても、いろいろ議論のあることは、ご承知のとおりであります。倭の五王は、四一三～四七八年の間に、しばしば南朝に使を送り朝貢しています。そして、中国から安東將軍倭国王などの称号をもらいました。それは、中国の冊封体制にはいったことを意味します。中国の皇帝が周辺諸国の王に爵位・称号を授けることを冊封と申しますのです。倭王の側からいえば、中国から王権の正当性を認めてもらい、その安定・強化をはかり、新羅・百濟・高句麗に対して国際的地位を高めようとしたのであります。中国からすれば、皇帝の権威を示し、周辺の国際的秩序の安定をはかったものであります。冊封体制についてもいろいろ議論が進められておりますが、どうも暦の問題はあまり取りあげられていないように思います。

しかし、冊封というのは爵位・称号を授けることだけではないのです。授けられたものは中国の皇帝の支配下にはいったのでありますから、当然その「正朔を奉ずる」*1ことが必要であります。「正朔を奉ずる」という言葉は、皇帝の統治に服する意に用いられます。それはなぜかというと、正は年のはじめ、朔は月のはじめ、つまり正朔は暦のことで、中国では帝王が新たに国を建てると、新暦を天下に発布し、国民にこれを遵奉させたからであります。中国では暦は皇帝権のシンボルというべきものなのであります。したがって私は、倭が冊封体制にはいったとき、当然暦も授けられたと考えております。倭の五王の最初の王である讃が宋の高祖の永初二年(四二一)除授を賜わった一官位を授けられたときには、必ず先に申しました永初暦を授けられたはずで、ついで元嘉暦は倭国王済が元嘉二十八年(四五二)除授を賜わったときに授けられたはずで、(中略)

(※冊封体制からの離脱)

ご承知のように、宋の順帝の昇明二年(四七八)に倭王武=雄略天皇が有名な上表文をたてまつって以後、梁初の天監元年(五〇二)に倭王武を征東將軍に進号した記事を最後に、推古朝に至るまで倭からの遣使は中国の史書に記載されておられません。ということは、いわば冊封体制から離脱したからであります。前に申しましたが、『書紀』欽明天皇

十四年(五五三)六月条に、百濟に対して暦博士らの交代上番と暦本を求めたのは、そのためと考えるべきなのであります。したがって、少なくともこの時以前から、暦本は百濟から伝えられる慣行が成立していたことと考えられます。それは当然のことながら、元嘉暦による暦本でありました。

(※卑弥呼時代の暦)

ところで、冊封体制という観点に立てば、さらに倭の五王以前にまで遡って考えなければなりません。『後漢書倭伝』には、光武帝の建武中元二年(五七)に

「倭の奴国、奉貢朝賀す。使人自ら大夫と称す。倭国の極南界なり。光武、腸うに印綬を以てす」

とあり、その印が天明四年(一七八四)博多湾の志賀島で出土した「漢委奴国王」の金印そのものであろうといわれています。すでに冊封体制にはいつているわけです。そういう点では、邪馬台国の卑弥呼もそうであります『魏志倭人伝』によれば、景初三年(二三九)十二月に「親魏倭王卑弥呼に制詔す」云々の詔書が発せられ、卑弥呼は親魏倭王の号と金印紫綬をもらい、使者の難升米は率善中郎将、都市牛利は率善校尉の号と銀印青綬をもらっています。このときにも暦(景初暦)を授けられた可能性が大いに考えられます。

正朔を加えるという点では、たとえば「後漢書西南夷伝」には

「汶山(四川省に在る)より以西、前世至らざる所、正朔いまだ加えざるところ」

という文章があります。ですから、その反対のケースである邪馬台国の場合、中国が正朔を加えたはずという可能性が大いに考えられますことでもあります。(中略)

(※暦の必要性)

ついでに、もう一言申しておきましょう。農業に暦が必要なことは、誰でもご存じのことです。中国で天文学が早くから高度の発達をとげましたのも、そのためです。そして、天子の第一の務めは、「授時」すなわち民に時を授けることでありました。人民に正しい暦を授けて、農業をあやまりなく行わせ、生活を安定させることが、なによりも大切

*1 正朔：正月と朔日。年の始と月の始。転じて暦をいふ。古、帝王が新たに国を建てると、その歳首を改め新暦を天下に発布し、國民は皆之を遵奉する故、臣民となることを奉=正朔-といふ。
(『大漢和辞典』巻六、665頁)

なこととされたのであります。ですから、正朔＝暦を授けることが皇帝権のシンボルともなったわけがあります。その農業、とくに水田耕作は、わが国では縄文時代の末に遡るかもしれませんが、弥生時代には大陸から伝えられております。考古学的には耜や農耕具や遺跡が発掘され、その実情がかなりわかってまいりますが、目下のところ暦そのものについては知りえません。しかし、中国では早くから暦と結びついている米作農業が伝来したのであれば、伝来後数百年たっても暦がはいってこなかったと考えるのは、むしろ不自然なのではないでしょうか。農業生産を向上させるためには、道具類だけでなく、暦を用いることがぜひとも必要なことなのです。そういう点からいっても、一つの可能性は、少なくとも邪馬台国の卑弥呼の手元には暦がとどいていたと考えてみてよいか、ということとあります。

ただし、誤解のないようにお願いします。私は邪馬台国での正朔使用の可能性をいっているのであって、その実証は今のところできません。また、暦があったとしてもまだきわめて限られたもので、一般にひろがっていたとも思えません。(後略)

(『古代史を解く鍵』31～40頁)

日本の暦の沿革としては、有坂説が最も理解できる。卑弥呼の時代、倭の五王時代は中国に朝貢しており、「正朔を奉ずる」していたと推定できる。当然、暦の使用者は九州王朝と思われる。

5 検討結果

このことから、次のことが言える。

- ・持統四年十一月の奉勅以前は元嘉暦が用いられていた。
- ・それ以前は景初暦を用いていた可能性もある。
- ・元嘉暦の次は儀鳳暦が用いられた。
- ・『日本書紀』記事には、元嘉暦が持統紀まで用

いられていた記述が明確でない。

また、問題点として、

- ・通説では元嘉暦と儀鳳暦とを初めて使用したとしているが、持統天皇が最高権力者であれば、なぜ、明確に儀鳳暦に改暦するとしなかったか。
- ・通説の解釈で、「始」は「はじめて＝初めて」としているが、「始・初」の用法*1から疑問がある。

である。

これらを説明するには、九州王朝説でもってすると理解できる。

- ・九州王朝(倭の五王時代から)は元嘉暦を使用し始めた。
- ・中国からの冊封体制を離脱しても、元嘉暦を使用していた。また、元嘉暦についての情報を百濟から得ていた。
- ・そして、持統紀まで用いられた。
- ・また、離脱に伴い、独自の年号を使い出した。*2
- ・九州王朝は白村江の戦いに敗北したため、近畿天皇家が勢力を増し、九州王朝は名目上の最高権力者となっていた。
- ・そして、大宝元年(701年、文武五年)に近畿天皇家が名実とも日本の最高権力者になった。
- ・このような状況で、持統天皇は自己の権力を誇示するため、自己の勢力下で改暦をしたと思われる。ただし、名目上は最高権力者ではないので、持統四年十一月條の奉勅となった。
- ・故に、持統四年十一月條の解釈として、使用されている元嘉暦と共に儀鳳暦の使用を始めたものと思われる。

以上から、持統四年十一月條は次のような解釈すべきと思われる。

甲申、奉勅、始行元嘉暦與儀鳳暦。*3

甲申(十一日)、勅を奉けて、元嘉暦とともに儀鳳暦を行い始めた。

*1 はじめ・はじめる「始・初」の使い分け

- ・「始」: 継続する事柄の出発点。第1回。「仕事始め」
- ・「初」: ある期間や時間の最初の部分。「咲き初め・年の初め」

なお、動詞「はじめる・はじまる」は「始」、副詞「はじめて」は「初」を用いる。(『漢語林』278頁)

*2 『二中歴』: 継体天皇十一年(517年)に「継体」年号を建元。なお、『如是院年代記』等では継体天皇十六年(522年)に「善記」年号を建元。

*3 興: ①くみ。なかま。②なかまの國③くみする。④と。⑤とともに。⑥ともにする。⑦つれだつ。⑧あたえる。(『大漢和辞典』巻九、441・412頁)

福岡県の遺跡巡り（2日目）

名古屋市 石田敬一

2011年の5月の連休に行われた福岡県の遺跡巡りの報告、第2弾です。

2日目の5月4日は、天孫降臨の地とされる高祖山^{たかすやま}の連山に続く北の低丘陵地にある大塚古墳を始め、古くから北部九州に石斧を供給してきた今山遺跡、伊勢二見浦よりも立派な桜井二見ヶ浦、二見ヶ浦の惣社で岩戸宮のある桜井神社のほか、志摩歴史資料館、弥生の甕棺墓を含む志登支石墓群^{たかす}、高祖神社、伊都国歴史博物館、細石神社、三雲南小路遺跡、曾根遺跡群平原弥生古墳、千如寺、吉武高木遺跡、吉武大石遺跡など天孫降臨に関わる重要な地域を精力的に回りました。

次に私見を交えて視察した状況を報告します。

1 大塚古墳

大塚古墳の南に位置する高祖山^{たかすやま}の連山は、三種の神器が出土した吉武高木・三雲・須玖岡本・井原・平原の五王墓に囲まれた、いわゆる天孫降臨の地です。

今一度、天照の孫である日子番能邇邇藝命^{ひこほのににぎのみこと}が降り立った天孫降臨の地に関する記述を確認します。『古事記』では、「竺紫の日向の高千穂の久士布流多氣」とあり、『日本書紀』では「日向の襲の高千穂峯」と記載されています。

つまり、記紀の記述を総合すると天孫降臨の地は、「竺紫」とあることから九州島を指すのではなく九州北部の博多湾岸のことです。そして、その中の日向であるので日向峠や日向川がある高祖山を中心とする地域であり、さらにその中のくしふる山を指します。くしふる山は『筑前國續風土記付録』（寛政十一年）の巻之四十一、怡土郡高祖村に「櫛 属邑なり。民家十六戸あり。里人の云、民屋の後にあるをくしふる山といふ。故にくしふると云しを、訛りて 柘^{クヌギ} といふとそ。」とあることから、現在の福岡県前原市大字高祖（旧高祖村櫛）にあり、高祖山の南の山になります。

注. 属邑は筑前國の支配下の村のこと。

この大塚古墳は6世紀始めの古墳とされますが、天孫降臨の地のお膝元であり、いわば聖地にある14の今宿古墳の中の最大の古墳ですので、重要な意味を持っていると考えられます。

現地へ赴くと方円墳の円形部の東側が民家の敷地に切りとられていることが確認できました。このため完全な形ではありませんが、周囲をめぐる浅い堀を加えると全長は100mを超える大きさになりそうです。円形部の頂上までバギーが登ったような跡があり保存状態はよくありません。円形部の南側には石室の入り口と思われるところが土嚢で塞がれています。埋葬施設は未発掘ということですので早く内容を確認してもらいたいと思います。墳丘の斜面には花崗岩^{ふさいし}と思われる葺石が確認できました。

現在、大塚古墳の周辺では伊都区画整理事業に伴い平成23年4月19日から遺跡発掘調査が行われブルーシートが敷かれており、今後発見される新しい情報に期待したいと思います。

この大塚古墳は、高祖山から延びる丘陵上にある墳長64m、高さ6.5mの古墳時代後期(6世紀前半)に作られた前方後円墳です。

墳丘は、東西方向に主軸をもち、盛り土で二段に築造されています。その下段斜面は石で覆っています(葺石)。埋葬施設は未調査のため明らかではありません。

墳丘の周囲には、幅10m、深さ1.5mの空濠がめぐり(内濠)、濠の外には幅4mの土手(外堤)が造られ、さらに幅5mの浅い溝(外濠)がめぐります。全体的には盾形の平面となり、外濠まで含めた、東西方向の長さは約100mの規模をもちます。

1977年の保存整備のための調査で、濠の中から円筒形をはじめ朝顔形、武人像・馬などの埴輪が、また墳丘から須恵器などが出土しました。

今宿平野の高祖山から叶岳の麓には、前方後円墳が14基確認されており、こうした古墳は地域を治めた豪族や首長の墳墓と考えられています。大塚古墳は保存されている古墳の規模、整然とした外形もさることながら、今宿古墳群の首長墓の一つとして、北部九州の古墳文化を考える上で重要な位置を占めています。

大塚古墳の説明板



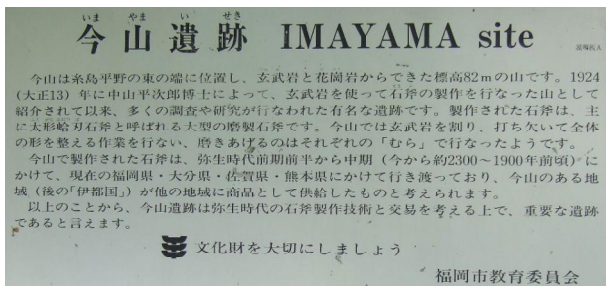
方形部から円形部を見る。右端に石室入口、民家の屋根が見えます。

2 今山遺跡

福岡市西区横浜に位置する今山遺跡は弥生時代から石斧などを生産し九州の広範な地域に供給していた重要な生産拠点であり、注目すべき遺跡です。

博多湾岸の糸島平野にぽつんと独立する標高80メートル程度の小丘陵です。以前は2つの丘陵であったものが、現在は北半分が削り取られ宅地になっており、生産が盛んであったときのイメージを思い浮かべることが難しくなりました。

今山遺跡の丘陵地にある熊野神社に登る途中には、玄武岩と思われる石の欠片が数多く見受けられ玄武岩の生産地としての面影を感じました。



今山遺跡の説明看板

3 桜井二見ヶ浦・桜井神社

伊勢二見浦の夫婦岩は、その間から昇る美しい朝日が有名で、その夫婦岩の高さは男岩8.7m、女岩3.6mであるのに対し、桜井二見ヶ浦は夕日の美しさで有名で、その夫婦岩は、伊勢のそれよりも随分大きくそれぞれ11.8m、11.2mと立派です。

角田彰雄氏(『古田史学会報78号』「夫婦岩の起源は邪馬台国にあった」)が示すとおり夫婦岩を祖先の地である対馬に見立てたとも考えら

れますが、私は天の中で最大の祭祀遺跡がある天の両屋島(「沖ノ島」と「小屋島」)の方がピッタリだと思います。

夫婦岩を海の彼方の祭祀の島に見立てて拝むのであれば、海に向かう鳥居の意味が理解できるように思います。この点で伊勢の二見浦では、拝む意味が希薄です。

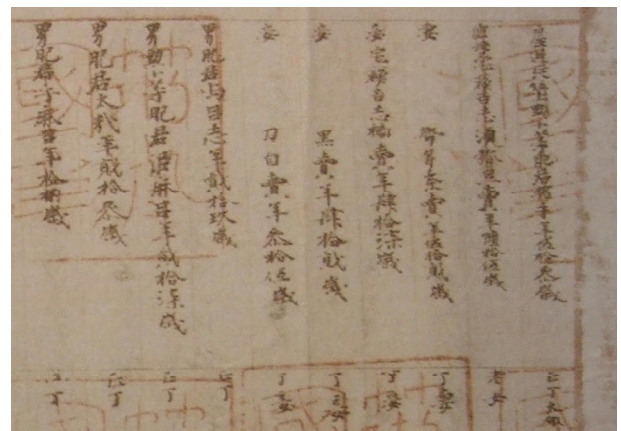
この夫婦岩は宇良宮といわれ、桜井神社の摂社の一つですが、摂社の方が桜井神社より古い起源を持つこととなります。竜宮の入り口ともいわれているところで興味をひきます。



桜井神社。境内の裏には岩戸宮があります。

4 志摩歴史資料館

志摩歴史資料館は、なかなか立派な施設で、展示や資料整備が行き届いているように思いました。展示の中で特に興味を惹いたのは、702年に作成された最古の筑前国嶋郡川邊里の戸籍です。



この川邊里の戸籍は28戸438人分ならず、ここからおもしろいことがわかってきます。戸主の一人は嶋郡大領肥君猪手であり、その一

族は124人もいたこと、肥君と名乗っていたこと、妻以外に妾が3名いたことなどです。124人もいれば、一つ屋根の下に住んでいたとは考えられませんので、私が以前に主張していた複数の家で一つの戸を形成していた一端がうかがえると思います。

5 志登支石墓群

福岡県前原市にある志登支石墓群は可也山の東の田圃の真ん中の何気ないところにぽつんとあります。付近の農地より少し高いところにはありますが、こんなに低地にあるのかというのが最初の印象でした。すぐ東側を流れる雷山川の水位を考えても、ちょっと低いところにあるように思います。紀元前1～2世紀頃は海水面が比較的低かったのでしょうか。



この遺跡は、支石墓10基、甕棺墓8基があり、同じタイプの支石墓は朝鮮半島の西南部に多く分布しており文化的広域性があります。

出土した磨製石鏃は伊都国歴史資料館に展示しており、その実用的な精巧さに驚きました。

6 高祖神社



高祖神社の現在の祭神は彦火々出見尊ですが、もともとは高磯比咩神（『三代実録』、元慶元年（877））であったと思われます。

高祖神社は高祖山の麓にあり、高祖神社の西側には、三雲、井原、平原などの数多くの弥生遺跡があります。これらとの関連が十分に考えられるとともに、高祖神社の創立が定かではないとされることから、その縁起は天孫降臨の時期にまで遡る可能性があり、私はかなり古いのではないかと思います。

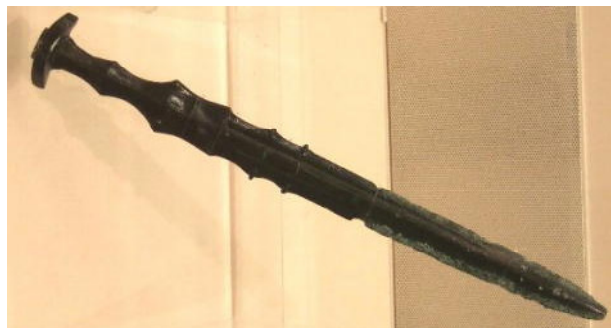
7 伊都国歴史博物館



新館ができたため原田大六名誉館長の銅像が建物の裏手になってしまい、やや寂しい感じがします。ただ、しっかり整備された資料館になっており、三雲・井原・平原の銅剣、太刀、鏡などが展示されています。

特に目を惹くのが平原遺跡から出土した国内最大の内行花文鏡です。

銅剣や鉄剣などはX線写真などで刻印などを確認されているのでしょうか。気になります。



三雲遺跡出土銅剣（複製）



井原遺跡出土鉄剣



平原遺跡出土鉄素環頭大刀



平原遺跡出土の国内最大の内行花文鏡（国宝）

8 細石神社

旧名は佐々禮石神社とあります。「君が代」の歌との関連性で重要です。また、祭神は記紀の

瓊瓊杵尊（邇邇芸命）に求婚された山の神の娘として登場する磐長姫（石長比売）とその妹の木花開耶姫（木花之佐久夜毘売）であり、この二人を祀る神社が三雲の中心にあることから、注目されます。

現在の神社は、寂れてたいへんこぢんまりとした印象を持ちました。しかし『細石神社御縁起』（元禄八年）によると、「天正十五年豊臣秀吉公九州の乱をしづめ給ふ折から、故なく当社の神田をも没収し給ひ」とあり、古くは神田を数多く所有し大社であったものを豊臣秀吉により神田が没収され衰退してしまったとのことです。現存の姿からは、豊臣以前の神社の様子がわからず、たいへん残念です。

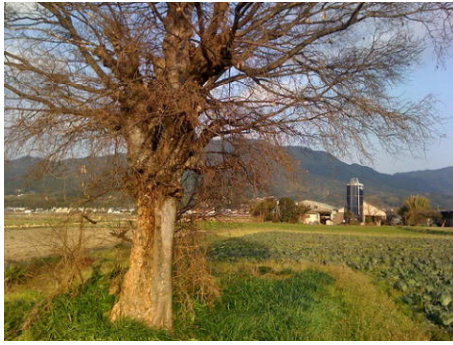


境内には瓊瓊杵尊と木花開耶姫との間に生まれた彦火火出見尊の生誕地といわれる「八竜の森」にあった神石が祀られています。

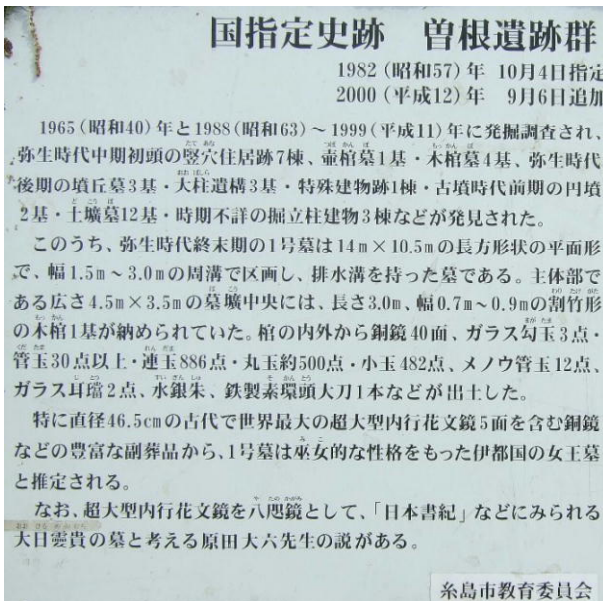
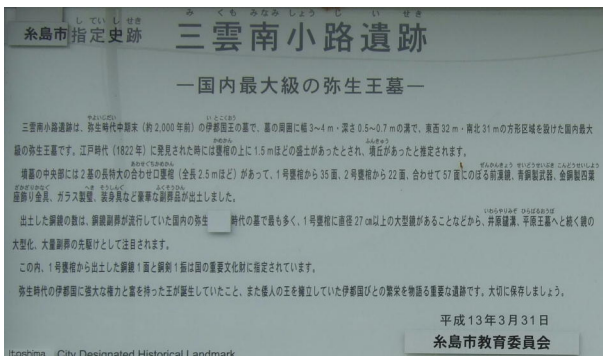


神社の東200mのところにある「八竜の森」は、2010年撮影の下の写真 (http://www.flickr.com/photos/kikuchiyo_0707/page29/) のように、すでに伐採され1本の老木が残るのみようです。今回、現地の状況を確認できなか

ったことをやや残念に思います。



9 三雲南小路遺跡、曾根遺跡群平原弥生古墳



三雲南小路遺跡の1号墓と2号墓から、57面の前漢鏡を始め銅剣やガラス製勾玉の三種の神器などが出土しており、大王クラスの墓と考えられます。この甕棺の実物大のものが伊都国歴史資料資料館に展示されていました。

2基ともに巨大な甕棺を二つ合わせたもので周溝がある墳丘(東西32m×南北22m)に埋葬されていたとされます。弥生時代の墓としては巨大なものです。

大型鏡やガラス璧は中国の冊封体制下での自分の高い臣下に下賜されるものであることから、委奴国王と王妃の墓でしょう。

現在、遺跡は埋め戻され説明板が設置されているのみです。

また、三雲南小路遺跡の南には井原鏡溝遺跡があり、後漢鏡が20面ほど出土しているとのことで、この付近には前漢から後漢の時期にかけての遺跡が広がっていると思われます。



平原弥生遺跡

10 雷山千如寺

『万葉集』巻三冒頭の235番歌に、「天皇、雷岳に御遊しし時に、柿本朝臣人麻呂の作る歌一首」として次のとおり歌われます。

大君は神にし座せば天雲の雷の上に廬りせるかも

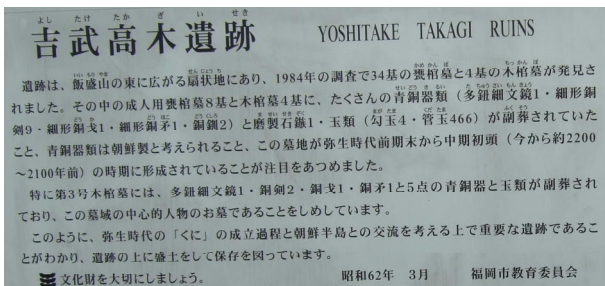
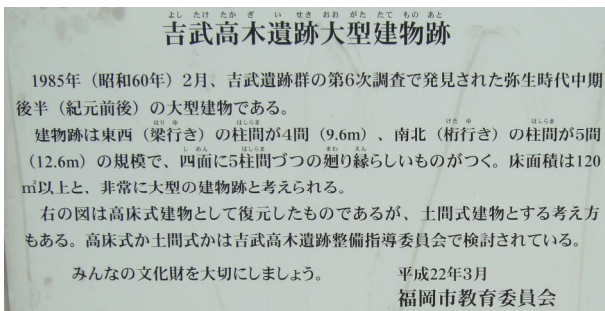
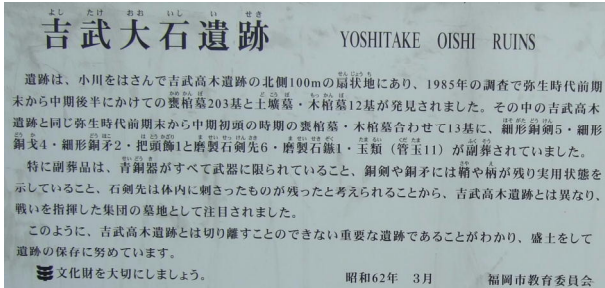


通説ではこの歌の「雷岳」を飛鳥の雷丘としますが、飛鳥の丘は20mに足りず、「天雲」とは縁がない丘でしょう。雨雲の雷の上においでになるというにはあまりにも低すぎて状況がマッチしません。これに対して、背振山脈の第二峯の雷山には雷神社があり、千如寺にある江戸時代の地図には、上社を「天の宮」、中社「雲の宮」とあるそうで、まさにこの歌の対象

としてピッタリです。

いずれにしても、千如寺はよく手入れされていました。さらにまた高低差があるので、雷のイメージには合致するように思います。

1 1 吉武高木遺跡、吉武大石遺跡



吉武高木遺跡は、大型建物とともに三種の神器を伴う遺跡であり、代々の大王の墳墓といっ

て間違いないでしょう。また、吉武大石遺跡は、吉武高木のすぐ北に位置しており、副葬品の中には鏡がありませんが、多くの武器があり同時期の吉武高木の大王を支える軍団の墓地と考えられます。支石墓の大石ではなかったかと想像される大石がありました

が現存せず残念な思いです。なお、吉武大石遺跡の北には、吉武樋渡遺跡があり、五世紀前半の全長33mの帆立貝式古墳の下層にあった墳丘墓です。この墓は円墳というよりは六角形の様相を示していると思われる最古級の墳丘墓であり、前漢鏡と素環頭太刀が出土した甕棺墓、そして碧玉などの装飾品と鉄剣が出土した木棺墓があり注目されます。吉

武大石遺跡の墳丘墓は発見当時から削られてしまっていたが、紀元前1～2世紀の支石墓から紀元後3世紀の方円墳（いわゆる前方後円墳）に至る間を埋める原初的な古墳（墳丘墓）であるので、文化的広がりを持つ方円墳以前の多様性を知る上でたいへん貴重な遺跡であると思います。

1 2 2日目を終えて

2日目の遺跡巡りを終え、様々な資料館や遺跡の現地に立てられた説明板を読んであらためて痛感したことは、近畿天皇家一元史観が隅々まで徹底されていることであり、これとともに、福岡市圏のベッドタウン化の中で遺跡が住宅に飲み込まれ、忘れ去られていくような危機感を覚えました。

5月例会報告

○ 虚空（そら）について

名古屋市 竹口健三

次のとおり私見を述べた。

古田先生は『盗まれた神話』において、『古事記』の国生み神話で、亦の名で「天」が付いているのは朝鮮半島と九州との間の島々の領域が「天国」であり、「別」が付いているは“天からの日別け”つまり、“天国の分国”と示された。

この中で「天」の付いている亦の名は、

- ・天_{あま}之忍許呂別
- ・天比登都柱
- ・天之狭手依比賣
- ・天御虚空豊秋津根別
- ・天一根
- ・天之忍男
- ・天兩屋

で、また「別」の付いている名は、

- ・淡道の穂の狭別島
- ・建依別
- ・白日別・豊比別・建日向日豊久士比泥別・建日別
- ・天御虚空豊秋津根別
- ・建日方別

・大多麻流別
である。

これらのうち「天」と「別」が重複しているのは、「天御虚空豊秋津根別（大倭豊秋津島）」だけである。

この天御虚空豊秋津根別の「虚空」を「そら」とよんで天と地上の間にあるとするが、間違いなのではないか。

というのも、虚空蔵寺跡（法隆寺式の伽藍配置寺跡）が宇佐市大字山本にある。つまり虚空は宇佐にある。そして豊は九州東北部、さらに秋津は安岐津である。となると虚空豊秋津は国東半島付近を指しているのではないのか。

○ 「天」と「天の下」と「天降る」の使用例について

名古屋市 佐藤章司

『古事記』から、「天、天の下、天降る」の使用例を抜き出して、どの様な意味を持つ用語なのかを調べた。

天照大御神から神武天皇の父親までは「天」の名前を持つが、神武以降32代の推古天皇までひとりを除いて「天」の名前を持つ天皇はいない。

それにかわって、「～○○宮治天下」となっている。この「天」が『旧唐書』でいう草創期の倭国であり、これに対して「天の下」が「或いは云う。日本は旧小国、倭国の地を併せたり。」と記述されている日本国である。

この理解によって『古事記』と『旧唐書』の接点が見えてくる、と述べた。

○ 九州遺跡巡り

名古屋市 石田敬一

「古田史学の会・東海」主催で2011年5月3日から5日まで博多周辺の遺跡などをまわった。1日目の5月3日に筑紫神社、五郎山古墳、玉城神社、武蔵寺、奴国の丘歴史公園などを視察した状況を報告した。

例会出席者へお願い

例会に出席される方は、「東海の古代」本号を持参されるようにお願いします。

6月例会に参加を

日時：6月12日（日）午後1時30分～5時
場所：名古屋市市政資料館（第1集会室）

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

参加料：500円（会員無料）

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容（無料）
- ・ウィルあいち（愛知県女性総合センター）地下駐車場：南隣、有料（30分170円）
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料（40分200円）

今後の予定

7月例会：7月17日（日）東海高校・東海中学

8月例会：8月14日（日）名古屋市市政資料館

7月は第3日曜日、8月は第2日曜日です。古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、「**20部**」ご用意願います。

「愛知サマーセミナー」に参加

昨年に引き続いて、東海高校・東海中学で開催される「第23回 愛知セミナー2011」に協賛して参加します。

日時：平成23年7月17日（日）

午後1時10分～午後4時10分

場所：東海高校・東海中学（近傍：徳川美術館）

名古屋市東区筒井1丁目2-35

題目：古代史の謎を解明する

—古田史学の立場—

